

第二十二回 参議院 逓信委員会 會議録 第六号

昭和三十年五月二十四日(火曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 滝井治三郎君
理事 左藤 義詮君
永岡 光治君
三木 治朗君

委員

西川 弥平治君
久保 等君
小林 孝平君
八木 秀次君
石坂 豊一君
最上 英子君
市川 房枝君

国務大臣

郵政大臣 松田竹千代君

政府委員

郵政省貯金局長 小野 吉郎君

郵政省簡易
保険局長 白根 玉喜君

郵政省電波
監理局長 長谷 慎一君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君

会専門員 柏原 栄一君

会専門員 会専門員

本日の会議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(滝井治三郎君) それでは逓信委員会を開会いたします。

本日はまず簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、以上いずれも予備審査を一括して議題にいたします。

なお昨日衆議院の逓信委員会におきまして簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、お手元に差し上げました資料通り附帯決議を附し修正議決され、また郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案は、いずれも原案通り可決されましたので、ここに念のため申し上げます。

それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○左藤義詮君 簡易生命保険法の一部改正について、衆議院で「年齢十年に満たないで死亡したとき」には倍額支

払いを適用しないという原案に対して、これが削除修正せられたのです。が、この間の経緯、最初政府がそれを提案せられた理由、これが修正せられたも政府としては差しつかえないかどうか、どういような影響を与えるのか。これだけせつかく政府が意図せられたようにサービスは維持されるわけですが、そのかわりそれだけ経営の内容が苦しくなると思うのですが、こういうことは一向差しつかえないのですか、どうですか、この修正に対する政府の立場を伺いたい。

○政府委員(白根玉喜君) お答え申し上げます。

まず政府が十才未満で死亡した者を保険金の倍額支払いの対象から除外したという点に意味がございました。御提案申し上げた趣旨を御説明申し上げます。その後衆議院の修正に對しまして、事業に及ぼす影響があるか、修正通りでやっても事業に及ぼす影響はないかという点についてお答え申し上げます。かように存する次第でございます。

私も今この一部改正の際に十才未満で死亡した者を倍額支払いから除外したいという考え方は、実は倍額支払いにつきましても、民間では特別保険料を取つて、加入者の方々が特別保険料を出して倍額支払いしてもらいたいという加入者に限つて倍額支払いをやつておるわけでございますが、私の方の倍額支払いにつきましては特別の割増し保険料を取らないで、もつ

ぱら保険加入者が思わざる事故によりまして死亡した場合に、その遺族が受ける物質的な打撃を多少なりとも緩和したいという趣旨を多少なりとも緩和して、実は実質上は一種の剰余金、分配的な考え方である特殊の階層に對してサービスをしたという趣旨でございます。のでございますが、その後倍額支払いの実績を見て参りますと、相当その経費がふえて参つておるのでございまして、とりわけ十才未満の方々に對する倍額支払いの率が、人といつたしましては全体の半分程度になつて、のみならず最近の交通事故が、戦前に比較いたしますと相当ふえて参つておるのでございまして、戦前におきましては死因別から見ますと第十位程度のものではあつたのが、交通事故といつたしましては第五位程度に上つて参つておる。従いましてこれがだんだんふえて参りますと、結局倍額支払いに對する倍額の支払いが相当ふえて参るのではなからうか。そういった参りますと一般加入者に對する利益配当なり、保険料支払いの引き下げの財源がその方面に流れて参つていくのであるから、ただいまのところでは経費としてはそう多くはないけれども、将来を見通しますとその経費が相当ふえていくのではなからうか。一面加入者階層では戸主が六〇%程度を占めておりますので、戸主階級の方々に對する物質的な何を、保険的効果を高めるために、特殊階層である倍額支払いの階層の中からせめても十才未満の方々は除外した方が

いいんじゃないか。と申し上げますのは、この条文にもありますように倍額支払い、受傷をしましても重大なる過失がある場合においては払わないことになつておりますが、十才未満の方々はまあ意思能力と申しますか、責任能力のない、従いまして實際問題といつたしまして、注意義務の程度をどこまで押していくか、しかもその注意義務の中で重大なる過失という程度まで認定するのにつきましても相当まあ問題もあるわけでございます。そういう意味で一般の加入者全体の利益のために、そういう特殊の階層につきましては倍額は支払わないようにいたしたかどうか、こういう意味で御提案申し上げたわけでございますが、衆議院の御修正によりましての御趣旨は、現在といつたしましてもそう大して経費としては多くはないんじゃないか、金額は少しふえて参つておるけれども、十才未満の人の受傷率が全体に比較してはそうふえておるわけではないんじゃないか。従つて最近頻発する交通事故等から見れば、そういう階層の方々に払いしないというところになると、既往の契約にはお払いすることになつて御契約申し上げたのでございまして、そういったものと既往の契約、旧契約加入者に對するのと、新契約に對する加入者に對するのサービス面において相當な問題が起るのじゃないか。従つてもし将来さらに交通事故等によりまして倍額支払いの対象が相當ふえて参つて、事業経営の面からいつて考えなければ

ならないときになったら新旧も一緒に、そのときにはまたそのときに真剣に考へてやる方がいいのじゃないか。現在の段階では食われる財源の金額もそうふて参らないのであるから、この際はやめたかどうかというお話でございます。従いまして現在の段階におきましては、実は衆議院で御修正されたような段階でございまして、この程度のもので旧来通りに倍額支払いをいたすことにいたしましたも事業上は支障がないのでございます。ただ問題は、特殊の受傷者に対するサービスの公平をはかるがいいか、全体の面からのサービスの向上をはかるがいいかという問題でございまして、ただいまの段階程度でございまして、衆議院の御修正通りにやっていたとしても事業上支障がないとかように存しておる次第であります。

○左藤義詮君 今の御説明でよくわかりましたが、現在の段階ではあまり大きな負担にならない、他の一般の契約者の利益をそんなに阻害するものではないということ、この修正に政府は賛成のようでございまして、しかし將來は問題があると、交通事故その他がだんだん激増するようなことになれば、新旧を含めても考慮しなければならぬというふうな含みのあるお話でございましたが、そうならばやむを得ぬと思ひますが、しかしさうな消極的な考へ方ではない、やはりこれはいたいけな子供を失った親に対してできるだけのサービスを上げて上げるという衆議院のこの修正の趣旨を將來とも貫くためには、別の面から私は簡易保険というものをものと積極的に、將來小ここの問題での負担ができてきても

バーできるような、積極的な私は経営面を考へる必要があるのじゃないか。一番私も思ひますことは、非常に貨幣価値の変動等がありまして、十五万円という限度を守らなければならぬものであるかどうか、衆議院の付帯決議があるようございまして、この付帯決議を政府はどう考へになるか、この付帯決議の御趣旨に従つて一日も早く限度の引き上げを考へるような御意思はないかどうか。いろいろ私は長い歴史を持つて、非常に国民に親しまれてきていた簡易保険制度というものをさらに実情に即して、国民の経済にマッチするようにするために、むしろ私はこの一方で修正されたようなサービスの点ではできるだけ他の一般保険でできないような面までサービスを大いに向上していくことは非常に結構だと思ひます。そういう積極的な面をカバーする一面には、やはり保険の成績をもっと上げるためにも、国民経済の実情に合うように努力するといふことが私は必要だと思ひます。どうも、これに対して何か支障があるかどうか。そういう支障を一つ克服して、將來できるだけ近い機会に政府はさうな提案の意図を持つていらっしゃるかどうか。

では見送つた次第でございしますが、確かに御趣意の点はよく考へて、近い將來にさういふ運びに進められる情勢に相なるのではないかと考へておる次第であります。

○左藤義詮君 相なるのじゃないかというふうな受け身でなしに、一つ政府の方針として、郵政大臣が積極的この問題に努力せられ、できるだけ早い機会に私は政府の御提案になることを期待いたすのであります。これで私は終ります。

○委員長(滝井治三郎君) ほかに御発言はありますか。

○久保等君 ただいま局長の方から御説明があつた衆議院で修正をせられたところの「年齢十年に満たないで死亡したとき」というこの条項が、衆議院で削除せられて決定をみたようですが、先ほどの御説明では、金額にして、現に今日まで支払つて参つた金額が大した金額でないから、事業経営の面からはさして重大な支障を来たすと思へないというお話だったのです。が、今までの数年間の数字的な金額の御説明を一つ願ひたいと思ひます。

○政府委員(白根玉喜君) 十才未満の方々に對する倍額支払い契約の保険金額をまづ御説明を申し上げますと、昭和二十五年年度が千円余でござい、昭和二十六年年度が二千二百七十四円余、二十七年年度が全体で一億一千九百九十七万円、それから二十八年度が一億八千六百二十六万円、二十九年度が二億六千六百万円、全体の倍額の関係の支払い保険金額の実績はさうでございます。

なお念のために更に補足させていただきますが、今後この倍額支払いのうちで十才未満の方々に倍額はお払いしない、保険金額だけをお払いするということになりまして、今後の見通しで、そのために財源がどの程度に浮くかという点について御説明申し上げますと、これは二年までは削減関係もございまして、それで三十二年度から影響して参りますが、三十二年度で百七十四万円、それから三十三年度で一千三百四十万円程度、それから三十四年度で二千五百十三万円程度、それから三十五年度で三千五百万円程度でございます。

倍額支払いの点について当初から少し行き過ぎじゃなかったかという御趣旨じゃないかと思ひますが、さうでございます。

○久保等君 そうです。

○政府委員(白根玉喜君) 実は御承知のように、終戦後簡易保険の経営が非常に困りまして、御承知のように二十三年には利益配当、私の方では長期還付金と申しますが、利益配当をやめ、それから保険料も削減期間も不利にする、すべてサービスの条項が実はほとんどなくなつたのでございまして、経費の面からいたしまして、従いまして募集の面については相当苦慮いたしましたわけでございまして、従いまして、何か民間より以上に、国営保険でもございまして、金の面からいたしまして利益配当もやめるといふことはやむを得ない段階とは思ひますけれどもせめて資者の一燈的な考へ方からいたしまして、何かのサービスの面を作りたいといふので作つたのが御承知のように倍額支払い条項でございまして、その際におきまして大体將來の倍額支払いになるところの対象の率、それによつて支払う保険金額の増の分等を勘案いたしまして、この程度のもものは、ほとんどサービスの条項がなくなつたのでございまして、何かサービスの改善の面を創設したいといふのが倍額支払いを創設した趣旨でございまして、その際交通事故あたりも第十位程度でございまして、まあ仰せのように最初にスタートをするときに將來の見通しがどうか、さういふ御趣旨だろうと思ひますが、さういふ点から行けば、さういふ見方も立つたのでございまして、その當時におきましてはほとんどサービスの面は

○政府委員(白根玉喜君) 御趣旨は、

サービス・ダウンをせざるを得ない経営状況の際でございますので、何か一つサービス条項を作りたいということで作ったわけでございます。それが今日まできて、まあ政府といたしましては将来を見通して御提案申し上げた次第でございますが、先ほど左藤委員からおっしゃいましたような面も衆議院でお考えになりました、私どももいたしまして、実は提案の際におきまして、右にその左にそのか、相当まあ苦吟した上出したわけでございます。さらにその余の問題、たとえば最高制限額の引き上げその他の面につきまして募集しやすい環境を作り、事業が伸びやすい環境ができることになりまして、この問題も、まあ見方は政府提案のような見方も立つが、衆議院の御修正のような見方に積極的に行くことも一つの貴重な御意見であるという考え方からいたしまして、私どももいたしましては衆議院の方の御修正につきまして同感の意をまあ再検討の結果した次第でございます。

○久保壽君 ここにあげられております四項目のうち、四項についての問題は、先ほど御質問をいたして数字的にも一応御説明を同ったのですが、一、二、三との三項目について、やはりここ数年間に具体的な金額でどの程度これに該当する金額が支払われたか、まあそういうようなことも一つ参考の意味で御説明を願いたいと思うんですが。

○政府委員(白根玉喜君) その一、二、三に該当する金額的なやつは本日ちよっと手元に持っておりますので、細分いたしましたお届けいたしたいと、かように存じております。

○委員長(滝井治三郎君) ほかに御質問はございませんか。

○左藤義詮君 この一、二、三、とあります。この認定はどういうふうにしていらっしゃるのですか。

○政府委員(白根玉喜君) まずこういう事態につきまして、倍額支払いの要求が郵便局側から支局側に参ります。そういったしまして、郵便局側もその事実の認定をしたものを付けて参ります。それで支局の方でも法律解釈、その他従来の先例によりまして扱うか扱わないかを大体決定いたします。決定して御通知申し上げた際に御異議がある方が出て参ります。そういったしまして、御承知のように郵政省に保険、年金の審査会という簡易裁判所的な機能がございまして、そこへ簡易保険局の意見、事実の認定はこうこうであるが、法律はこうこうなっております。従って本件に對しましては加入者の御要求ではあるけれども、この程度のものについては倍額をお支払いすることができないというようなケースを、例にとりましてそういう審査の要求を簡易生命保険郵便年金審査会にお諮りいたします。そこで審査会で事実の認定の実際をよく調べ、法律の規定等とにらみ合わせまして御裁決をいたします。御裁決がありまして、出訴はまずその審査会にかかることになっておりますが、審査会の裁決があつてもなお出訴できることになっておりますが、ただし現在まで審査会の御決定、御採決を受けた上でさらに出訴した例はたまたまのところまでないのでございます。慎重に審査会にお諮りいたしまして、御採決を受けて、右にその左にするかを決定することに相なります。

○左藤義詮君 審査会に對して出訴したような例はないと、非常に円満にうまくいっている。大へん結構でございますが、逆に申しますと、またそれだけ最初郵便局で認定したのが相当甘くしている。まあ気の毒だからというところでどんなやつてきている。支局の方でそういう方針もつてきている。一般から言えればけっこうなことのようにですが、一般の他の加入者から見れば、公平の原則という規定を作りまして以上は、あまりに甘くせられても困る。といて審査会にかけていろいろ異議が出るような紛糾を好むものではないが、その点が果して窓口の第一線の状態がどうなっているか。

○政府委員(白根玉喜君) この点につきましては、左藤委員のおっしゃるやうに郵便局側は多少甘いのではないかと、甘く見て支払をするやうな側面に動くのじゃないかという御心配だろうと思ひますが、私の方といたしましては、甘くしないやうに郵便局側にお願いをいたしておりますと同時に、一面支局側はむしろ辛いんじゃないか、いわゆる郵便局から倍額支払いを言ってきた際にございまして、地方簡易保険局で審査をいたします。御承知のやうに地方簡易保険局に医務課というのがございまして、医学的審査もやることになつております。従つてその機能を動員いたしまして、むしろ支局側は辛い方に動くことに相なつております。支局側の方で見落しがあるかどうかという問題もございしますが、それは見落しのないやうにやるといふふうには支局に厳重に申し上げております。従つて実際問題として郵便局側で甘いやうな傾向のある面は支局側の辛い方の、

むしろ審査の面でまあ調節をとつていただくやうに相なつているのでございまして、これは該当でないのかかわらず、全体の加入者のために不必要に甘くすることもないかかと存じますし、またこういう制度がある以上は、不必要に辛くするものかどうかと思ふのであります。甘いのと辛いのと、かみ合せを支局側で、地方簡易保険局側で調節をとつていられるやうな次第でございます。

○左藤義詮君 大へん甘い辛いのは、うまくお料理ができるやうなお話でございますが、今度新たに適用しない規定を入れますと、いろいろ現場では解釈の相違が起つてくると思ふのですが、これを認定します場合の警察あるいは検査当局等々との連絡はどうなさいますか。たとえば紫雲丸の事件は海事審判というものが最後に決定するわけですが、もしそういうことになる、洞爺丸のやうに非常に支払いが遅れるというやうなことも起つて参ると思ひますが、どういう程度で認定をなさる御方針であるか、実際の運用をお伺いしたい。

○政府委員(白根玉喜君) これらの条項につきましては、大体類似例が審査会で裁決の出たものは全部地方に流しまして、その類似例に對する審査会の裁決の様子はまず地方保険局にも周知いたさせますし、郵便局にも周知いたさせております。従つて該当事項に對する法律的な考え方は始終周知いたさせております。ただ問題はそれにかからむところの該当事項に對しまして、事実認定というものが一番問題になるのでございまして、その際におきましては単なる郵便局なり支局なりの事実認定だけ

でなくて、できればその際におけるたとえば警察署の事実調査とか、またそれより權威のあるやうな可能性のある調査の資料があれば、それをつけて参ることになつております。しかしたとえば今度の紫雲丸の事件とか、それから先般の洞爺丸の事件とか、ああいうやうなものはもう実際は一般的に見ても不可抗力的な、乗務者については、旅客については不可抗力の面も相当強いのであります。従ひまして普通の際におきましては支局の認定以外に客観的な、あるいは物的証拠的なものを加味してやるのでございしますが、ああいうやうなものがあつても乗客自体には問題がない、重大な過失はないというやうな際におきましては、あの實際に合わせましてそこまでやるくらいで、大体ざつぱらんに申しますと倍額支払いをやることにいたしてあります。しかし個々のケースの際におきましては、一面物的証拠も取りますが、ああいう事態についてはまあ保険局も非常支払いにしなければならぬお方も相当あるわけでございますから、倍額支払いの際におきまして、もう一度審査をしないで、なるべく早くお支払いするやうな考え方でもやつておる次第でございます。

○三木治朗君 今度の保険料金の引き下げは大へん結構なことだと思ふのでありますが、平均年令が非常に延びたというところ、及びこの率が三分五厘を四分と見て計算されたと思ふのでありますが、これはまあ医学が進歩し、いろいろ社会情勢も環境も變つてくるかと、まあ死亡率が、今のところは平均年令といつても若い人々の死亡率はまだこれから減つてくるだらうと、

して、実は運用の客体になる積立金の面に入る前にそういう施設をすることになっておるわけであります。従つて簡易保険でやる福祉施設、その方に主

点を置く。さて直轄的なものでなく、さらに国なり他の民間なり、それから公共団体なりのやれる福祉施設に対して運用の面をその面についても伸ばしたらどうかというお話も加味されておるわけと思うわけでございます。その面につきましては、実を申し上げますと、公共団体を通じて貸す面につきましては、病院事業は大蔵省でなく私の方で金を貸すことに相なっております。従いまして、公営の病院事業を拡充することについては、私の方といたしましては、資金の面で、投資計画で許される範囲内におきまして郵政省の金で貸すことに相なっております。ただ公営でないところの民間の問題まで行くか行かぬか、という問題もあるわけでございます。その面になりますと、問題は償還がどうかという問題もあると思ひます。過去におきましてはその点まで手を延ばした時代もございます。しかしそれがそこまで行つて償還もできない面、いわゆる運用については有利確実の面もございます。また一面資金の問題もございまして、そこまで伸びないのでございます。なお、長期信用銀行とかという融資の面につきましては、私どもあの法案について力点を置きたいのは、商工中金、農林中金のような中小企業の金融にかかわるものに重点を置きたい気持ちで出されたわけでございます。

○三木治朗君 今、僕のお尋ねしたのは、つまり大臣からお答え願つてもいいと思ひますが、要するに今度の法案には、この運用の法律には載つていないのでありますけれども、要するに厚生省と協力して、厚生省の方の実費診療所のようなものを建てたい、現に建

てたというお話もあるのですが、そういう方面に融資をするお考えがあるかどうか。あるいはまた健康保険あたりで病院を作るというような場合に、そういう方面にも融資をすることが私は簡易保険の性質からいって、最も適当じゃないかと思ひますが、それに対する大臣の御見解を承わりたい。

○国務大臣(松田竹千代君) 御承知のように、この簡易保険の事業の性質から見てその余剰金と申しますか、その金を融資する場合に、この運用資金の面におきましてそのワケをむやみに広げるよりは、たとえば福祉施設とか厚生関係の仕事に、厚生省とも組んでそういう方面に融資するのが、この簡易保険事業の性質から見ても適当ではないかというお尋ねと存じますが、むしろんそういうふうにも考えておりますが、またおおよそこの社会福祉の面を考へるにも私は二通りあると思ひます。一は、その福祉厚生の方に集中していくか、さらにもっとより積極的に、中小企業なり農林漁業なり、そういう方面にも融資の範囲を広めて、よつてもつて経済的に国民生活の安定に資するということも一つの方法ではないかと、かように考えておりますので、厚生関係、個々の厚生省の関係の仕事は、これは一般予算においても取れることとございまして、必ずしも厚生省と組んで今そうした仕事をやるという考えにはなっておりませんけれども、そういう考えも常にあることはあるのです。適切な事業が出てきた場合にはそういうようなことも考えていきたいと思ひます。

○三木治朗君 白根局長にお伺いしますけれども、つまり剰余金でなしに、保険局自身でもつていろいろサービスに使う面もあると伺いましたけれども、熱海の老人ホームですか、ああいうものは予算を取つてやるのですか。保険局の何といひますか、内輪でもつてやる事業なんですか。

○政府委員(白根王喜君) 熱海の老人ホームは実は予算を取つてやつたわけでありまして。

○三木治朗君 熱海の話が出たのでついでにお伺いしますが、あれはだいたい前からやつていたのが、いまだに利用されてないのですが、あれはどういうわけですか。

○政府委員(白根王喜君) 実は予算を取つて以来、相当設計面でひまがかつたわけでございます。老人関係の方々に合うような設計をしなければならぬと考へておるということで、有料ホームはあまり例はないのであります。二、三カ所ありますが、無料ホームあたりを相当回しまして、老人の老後施設として、建築設計には相当気を配つて、その面で相当おくれたわけでございますが、ただいまの段階では大体建物等は九割程度できております。もうちょっとのところでございます。ここ一、二カ月の間に大体でき上るのじゃないかと思ひます。実は設計関係で老人に向きようなことをやりたい。一番初めのスタートでございますので、相当そこを慎重な設計、その他の配慮をいたしたのであります。

○三木治朗君 何か非常におくれておりますと意慢という感じを持つのです。というのは、老人のホームができるといふので希望者がたくさんおるらしいのです。にもかかわらず、いつまでも始まらないというのは、これは非常にいづゆるお役所仕事で、だらしないものだなという感じを一般に与えておると思うのですが、そういうことのないように一つ御注意願ひたい。

○政府委員(白根王喜君) 事務局といたしまして今後注意いたしますが、できるだけ今までもやつたつもりでございます。さらに御叱正をちょうだいいたします。今後注意いたします。

○委員長(滝井三郎君) はかに発言はございませんか。

○永岡光治君 これは私ただいま参りまして、あるいは他の委員の方々が質問されて、重複するのではないかとと思ひますが、もし重複しておつたならば、委員長の方で重複ということ御指摘願へれば、私速記録で承知いたしたいと思ひます。

そこで簡易保険と年金の積立金の運用の問題についてでございますが、運用の対象のワケを広げるといふことは、この前の郵政委員会の決議に基いて考慮されたものと考へるわけですが、今資金の計画を拝見いたしてみますと、総額五百五十六億のうちで長期信用銀行等に貸し出すという、法律でもそうなっておりますし、資金計画もそうなっておりますが、これはどういう観点からそういうことになったのであらうか。郵政委員会でもこの積立金の趣旨に沿うような方向で運用していただきたいと強い要望があつたのです。長期信用銀行というものを対象にしていいのですが、いかなる観点でそういうことになったのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(白根王喜君) おっしゃるやうに簡易保険の積立金は加入者の信託財産であります。その運用に当りましては、加入者の利益に接する階層に還元的に投資したいという気持ちには変りはないわけでありまして、さて長期信用銀行なり農林中金、商工中金のいわゆる金融債という面に対して投資のワケを設定したのはどういふわけかという御質問でございますが、われわれといたしましては、その金融債の中で力点を置きたいのは、実を申し上げると農林中金、商工中金に力点を置きたいのでございます。御承知のように農中、商中は中小企業者の方々の共同構成のために相互に組合組織を作りまして、一定の組織網ができております。その組織網に対する融資をやるのが農林中金、商工中金でございます。従いましてそれらの方面に投資をすることは、中小企業者並びに中小企業に従事しておる方々の生活安定になるのであると思ひます。それらの方々はたまたま簡易保険の加入階層には幅が合つておるのではないかと考へるわけでございます。そういう意味で中小企業関係の農中、商中をねらつたということでございます。

なお、しからば長期信用銀行なり興業銀行を客体としてなぜそこに入れたかという話が次の問題であると思ひわけでありまして、簡易保険の金は、御承知のように毎年大体におきまして百億程度ふえて参ります。市町村の需要といたしましては、今後毎年の需要が千億前後であらうと思ひます。それに融資するにつかましては、中金の面につきましても、地方還元的な必要もございまして、地方還元的な必要もございまして、資金運用部の分担する

ところの地方債の割合と、私どもの分担する地方債の割合も、これはある程度考えてやらなければならぬと思うわけでありませう。そういったと、さらに一面、郵政委員会、また最近の通信委員会におきまして郵便局舎に対する貸し付けをする御希望もあつたわけでございます。従いまして本年度はささやかながら五億程度見ておるわけでありませう。問題はそういう考え方で、加入者の利益の階層に接合したいという気持ちが重点ではございますが、また一面簡易保険の事業経営の面からいたしますと、ある程度の利回りの向上ということも考えなければならぬのでございまして、現に今回の保険料引き下げの際におきまして、予定利率の三分五厘を四分にいたしましたわけでございます。一面郵便局舎に対する最近の需要というものは相当ふえると思うわけでございます。その面に対しては六分でございます。従つてそういう面に対する投資もむろん積極的にやらなければならぬと同時に、一面予定利率等の関係もございまして、許される幅の範囲内において加入者のサービスのために、利益階層なり保険料の引き下げの財源になるために利率の向上もはからなければならぬという意味で、長期信用銀行、それから興業銀行をも法律のワツクの中に入れたいたしたいというので御提案したわけでございます。戦前におきましても、長期信用銀行はその当時なかつたわけでございますが、興業銀行におきましては戦前も投資いたしておつたのでございませう。もつとも投資額はそう多いというわけじゃございませうが、やはり簡易保険の加入者の利

益のために、将来の保険料引き下げ並びに利益配当の増額の原因という面からいたしまして、これは高金利をねらうという意味じゃございませうが、許される幅の範囲内におきまして、やはりある程度の利回り向上ということも考えなければならぬ。さればいつて政策的に金利の安い面についても投資をしなければならぬ。たとえば郵便局舎に対して六分だからというので資金の運用の金をしぶつちやいけないと思うわけでございます。それらのことをあれこれ考え合わせまして、ワツクを広げる際に金融債をこへ入れていただいたわけでございます。○永岡光治君 この金融債に当つて長期信用銀行を対象にしたことについて、実は私たちが従来の郵政委員会の審議に當つてきた者の立場からすれば、おそろくこれが大蔵当局と折衝を重ねられた結果とは思ふのであります。が、ともすればその大蔵省当局の強制に會つて、引き受けたくないものも引受けさせられるというような傾向があつたのではないかと、実はこれは邪推かも知れませんが、そういうもの、危険を犯したわけですが、そういうものは全然ございませうか、そのいささだけでも一つ大臣の方で……○国務大臣(松田竹千代君) これまでもそういう御質問があつたのでございませうが、その点は少しもございませうです。そういう大蔵省の、むしろいろいろの面において、現に郵便貯金とくきも大蔵省がその運用に當つておるといふような工合でありますので、大蔵省としては郵政省に関する限り決して強圧的な態度をとつたことはございません。従つてお話のようなことはござい

ません。○永岡光治君 これは今年においては金融債が二十億計上されておりますけれども、将来毎年運用をすつと計画を立てるわけですか、こういう金融債に対してはどういう方針で臨むのですか、総額の何割とか……○国務大臣(松田竹千代君) 金融債に対する融資の額は二十億円となつておりますが、そのうちで長期信用銀行、日本興業銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫とありますけれども、先ほど白根局長からお答えいたしましたように、そのうちでも主として農林中央金庫並びに商工組合中央金庫に主力を注いでやる考えてございませう。○永岡光治君 十分まだその運用法の改正案の内容全般の問題について研究しておりませうので、はなはだ申しわけないわけですが、全体の大小を何割程度を金融債に向けて、その金融債の中で今予定されておるところでは四つの金融機関のようでございますが、そのうちの割合は、これによれば均等に貸し出すように承わつておるわけですが、将来とも均等に貸し出すような方針を持つておるのか。○政府委員(白根玉喜君) 金融債の面で四機関に対して均等にやるかやらぬかという御質問でございますが、実は私も内部の話を申し上げますと、まだ金融債のうちで商工中金、農林中金にどのくらい、また長期信用銀行興業銀行について今年度持つか、持たぬかという点については、まだ理財局と打ち合はしてないわけでありませう。ただ金融債の総ワツクとして二十億ということになっておるわけござい

ます。必ずしも私どもの気持ちにおきましては均等というところの考え方は持つていないつもりでございます。まあ大蔵省との折衝のこともございませうが、私もいたしましては均等という考え方はたまたまのところまだ持つておらない次第でございます。○永岡光治君 いずれこの問題については審議が進むだろうと思つておりますが、大綱について、他の問題に触れたと思うわけですが、国に対して貸し付けをするに改正案でなつておりますが、従つて今回の資金計画を見ますと、郵政事業、つまりそれに五億貸し付けるといふことになつておりますが、この五億は資金計画総額は五百五十六億といふところから見ると百分の一、きわめて少額に失する、こういうふうに考へておるのですか、これをふやす考へはないのですか、大臣特にお願ひいたします。○国務大臣(松田竹千代君) 今年度は五億といふことに予算面になつておりますが、これは決して金利が安いからというわけでもない、むしろ少くして、金利の高い方へ回すという考へでなく、将来は郵便局舎その他の方面にももう少し資金を回してやりたいと考えております。○永岡光治君 これは今日の郵政事業内における局舎の状況を見ますとき、私は長期信用銀行に貸し出すだけの余裕があるとするならば、少くともそれはこの当分の間は局舎の整備のために振り向けるべきである、こういうふうに考へておるわけですが、あまり額が、これを見ますとみな二けたです。しかも郵政省自体がこれを経営しておるわけですから、みずからの金

で遠慮したかもしれませんけれども、二けたでなく一けた、どうして二けたにしないか、私もは不満です。ぜひとも二けたにしてもらいたいのですが、今の大臣の気持ちではいつごろ二けたにするつもりですか。○国務大臣(松田竹千代君) 従来からこの局舎改善の問題については長いことの問題で、早急にもつと急ピツチをもつて進めていかなければならぬものと考えますけれども、何分にも永岡さん御承知の通りに、従来からわれわれ希望するように参つておりましたので、本年度は従来以上にまあ局舎の改善も幾分ではありますけれども、われわれの希望する程度にはなつておりませうけれども、従来よりははややく改善していけるのではないかと考へておる次第でございます。それによつて御了承をお願いしたいと思います。○永岡光治君 実はこの局舎整備の問題については本委員会でもしばしば論議されたことでありませうし、全国で官庁と称せられるものの建物の中で、おそろく郵便局ほどひどい局舎は私はないと思つております。しかも一万五千からの莫大な局舎をかかえておるだけに、早晩全般的に行き詰りを來たして、その際に一気に解決しようとして、もなかなこれはできないから、一万五千の局舎で、たとえば償却の年数を十五年と見るか、二十年と見るか、これはいろいろ論議がありますけれども、かりに二十年と見ますといたしましても、これは一万五千ですから七百です、非常にたくさん局舎の新築をしなければならぬ問題ですけれども、依然としてこれが五億程度にとどまるということであれば、これは私た

ちとしてはどうしても了解できないわけです。従つて要望としては、要望といひますか、私どもの気持としては、何としてもこれを増額修正をしていただかなければならぬということが一つ。もう一つは従来もこれは問題でありましたが、今は融資の対象を国に限定しておりますけれども、公益法人みたいなものを作る、局舎整備のため。たとえば今日はここでは住宅公団というものが考えられております。また住宅金融公庫等も考えられておりますが、そういう意味で局舎整備のため一つの公益法人というものができるとするならば、それに対して融資をする考えをお持ちでしょうか。当然これは従来のいきさつから考えて、しばしば前大臣からも言明をいただいておりますので、その方針に変わりはなからうと思ひますけれども、念のため伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(松田竹千代君) 今後公益法人ができた場合には、それに対して融資をするかというお尋ねでございますが、それはまだ相当研究の余地があるのではないかと今ふうに考えておりますが、しかし簡保資金の運用はあくまでも地方還元の見地にのつて、そしてまた一面非常に改善を行う急に迫られておる局舎のほうにより多く持つていくようにしなければならぬという御趣旨に対しては賛成でございます。

○永岡光治君 そういう局舎整備等のための公益法人については、貸し出す用意を持つておるのだというふうに解釈してよろしいですか、明確にそのところを……

○国務大臣(松田竹千代君) その法人

ができた場合に、その法人の内容、その法人の定款、それらのことを考えまして、それが適格なものであると考えられるときには、そういうことも考慮いたしたいと存じております。

○永岡光治君 非常に大臣の熱意を承りまして私も心を強くいたしておりますが、そこでそれだけの御熱意をお持ちでありましたならば、郵政当局は熱心にそういう法人を設立することに積極的であらねばならぬと思ひます。この点はどうかでございます。何か出てきたものについて、それを検討してからするといふのでなくて、そういうものをやはり積極的に作つて、たとえば今日は住宅公団なんかもできておりますけれども、そういうようなものを作つてやるといふような積極的な意思を郵政当局は持つてなければならぬ、育成強化しなければならぬという立場にあると思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(松田竹千代君) まあその構想については、現在のところいまだこれという名案を持つておりません。○永岡光治君 大臣は具体的な名案を持つておいでにならぬかもしれせんけれども、そういうものを作ろうという熱意を持つておいでになるでしょうか。それは当然持つべきだと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(松田竹千代君) よく検討してみます。○永岡光治君 検討してというのですね、熱意のほどを。そういうものを望んでゐるのか、望んでゐないのか、明確にいやならぬやというところを、熱意を持つたか持たないかということを、そういうものを望まれるのか、望まれないのか、好むのか、好まないのか。

○国務大臣(松田竹千代君) そういうものの正体がまだはっきりしないのであります。(笑)今のところでは非常な名案を持ち合せておりません。しかしよく考えてみます。

○永岡光治君 それはよくわからな。いいの悪いのか、それに対して貸し付けするかどうか、その決意はつかないかというのです。私の言うのは郵政大臣が心を安んじて融資をして、いわゆる局舎の整備に大いに協力してもらふような、そういう法人を作ることとを望んでおるのかどうかということです。

○国務大臣(松田竹千代君) その点は先刻申し上げましたように、そうした法人ができ、そうしてその法人の内容がこの簡保の資金運用の本来の趣旨に合致するものであるならば、そういう方面に融資することはむろん差支えありません。そういう方面に融資して、よつてもつて局舎の促進をはかるといふことも一つの方法であると考えております。

○永岡光治君 これはぜひ、大臣はそれができ上つてから融資するかどうかについての結論を今出せないといふことを言われたのですが、そういうものを作ることを望むのか望まないのかというその前の、融資する前のことを私は大臣に聞いておるわけです。私はこれは当然大臣は熱意を持つべきだと思います。というの、従来からも問題になりました日本郵便通達株式会社でありましたが、あれはなぜ国営にしないかと質問したときに、国営は能率が悪いのだ、民営がよろしい、従つて国営にしないのだといふことを、しばしば郵政

当局は説明したわけです。だとしたならば、局舎の問題についても同様のことをいえる。官庁の仕事にまかせるより民営にまかした方がよいということになつてくる。しかし完全なる民営では自信がつかないから、公益法人に私たちがしたいのじやないか、住宅の公団を作るといふ政府の趣旨にも、そういうところがあつたかと思ふのですけれども、そういう意味で積極的にそういうものを一つ大臣は熱意を持つて作り上げるといふことが、今日一番要請されているのじやないかと思ふのです。もう一点大臣の、希望するの希望しないのか、それをちょっと希望するならば、それでいいのです。

○国務大臣(松田竹千代君) 永岡委員の御親切なる考え方に基く今のお尋ねに対しては、極力私は検討して、そうしたものが果して最も適切な方法であるかどうか、真剣に検討してゆきたいと思ひます。

○永岡光治君 この問題はいづれ前からのいきさつがありますから、前の家田郵政大臣はそういうものには融資する建前をとつておるといふことを言つておられました。大臣も融資することには賛成しておられるわけですか。これは賛成しておられるわけですか。どういふ法人を作るといふことについて、名案がないから今のところ何とも言えない、こういう段階であつて、作るといふこと自体にいやな気持はな。希望されておる、これはそういうふうな解釈してよろしうございませうね、希望されておると。希望してなければあなた融資しないでしよう。融資する以上はやはり希望されておると解釈しなくちゃならぬ。どうですか、イ

エスカーノ、これは希望されるか、されなから、これは従来からのいきさつで、塚田大臣からの引き継ぎ事項にもあつただらうと思ふのです。どうですか。

○国務大臣(松田竹千代君) いやないやだと言ふことでございますが、(笑)どうもこの点は先ほど私の真剣に検討してみますといふこと以外に、今のところ申し上げられないわけでございます。

○永岡光治君 それではこの問題については、ぜひその設立について熱意を示していただきたいと思ひます。もう一つ、ここでお尋ねしたいわけですが、非常にこれは郵政当局にとつて、私もこういう公けの委員会でございますことを発表することを実は遺憾に思つてゐるわけですが、郵政省に簡保と年金の積立金の運用を移管するといふ問題が国会で論議された際に、これは公けの席上ではございませんけれども、一部大蔵当局からは、どうも郵政当局にまかしてもうまく行かないのじやなからうか、こういう実情にけしからぬことを私は聞いて憤慨したことがあるわけですが、私は郵政当局は従来からそういう運用を手がけてきましたし、最も経験に富んだ官庁だと考えておるのです。そういうことであるから、私は学心はいたしておるのではありませんけれども、大臣は郵政当局にまかして十分やれるという自信をお持ちだと思ふのですが、今それをここで言明していただきたいと思ふのです。

○国務大臣(松田竹千代君) 私は郵政当局を絶対に信頼して立派にやつてゆける、かように考えております。

○永岡光治君　そこで私も非常に、その通りだと思つたのです。お尋ねするわけですが、ここに住宅金融公庫とか住宅公団に対していろいろ貸し付けを行なつておられますけれども、あるいはまた金融機関等においてもいろいろ融資をいたしておられます。で、これはかりにもその運用は、そういう公団その他の会社が運用を誤つたならば、これは国民に御迷惑を及ぼすということになるのでありますから、十分郵政当局はこれは監視をしないかならぬと思ふのですが、監視の方法について大臣は十分考へておいでになりましようか。

○國務大臣(松田竹千代君)　公団ができません場合には十分これと緊密なる連絡をとつてやるようにいたしております。

○永岡光治君　そこで従来もその監視の一つの方法として、従来は地方公共団体あるいはその他の民間の団体に対して、郵政当局で、たとえばこれは一例ですけれども、経験を持つてゐるところの郵政当局からの職員を送つて十分これと緊密な連絡をとりつつ、なおかつ、それがあやまった運用をされないうちに、かたや監視的な気持もあつただらうと思ふのでありますが、そういう運用をしておつたのでありますが、今回の場合でもそういう方法をおとりにならなければならぬと思ふのですが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(松田竹千代君)　いまだ公式ではございませんけれども、非公式にそういう申し入れをしてあります。

○永岡光治君　まあ非公式公式を問はず、これは申し入れされておるといふことではあります。非常につつこうな話であります。どうか一つ大臣の、先ほど御答弁いただいた力強く思つておられますように、やっぱり勇將のもと弱卒なしということで非常に熱練をしたたんのうなる職員ばかりでありますから、私は簡易保険の積立金あるいは年金の積立金が誤りなく運用される意味から、もうそういうふうな関係の方をぜひこういう機関に送つて緊密な連絡をかけたやとりつつ誤りなく運用をさしてもらうように要望いたしておきます。必ずこれは実現したいと思ふ。これは中央地方を問わずでございます。これは中央地方を問わずでございます。ぜひそういうことをお願いしたいと思ふのでございます。もう一度この点について私たちの要望をこれは国民の要望として受け取つていただきたいのですが、なぜならばこれはあやまった運用をされるところに非常に迷惑を及ぼすのですから、そういう意味で大臣のはつきりした答弁をいただきたい。

○國務大臣(松田竹千代君)　ただいまの御趣旨は、全く私も同感でございます。して、必ずそういうふうなことにしたいと思つておられます。

○永岡光治君　もう一つお尋ねするわけですが、この金融債で、ここで見ますと、八分五厘ということになっておりますが、ところで日本興業銀行ですか、これからは電々公社あたりに融資をされておるうちに承つておられますが、その電々公社に興業銀行から融資する利率はどのくらいになっておられますか。

○政府委員(白根玉喜君)　日本興業銀行から電々公社の債券を引き受ける際におきまして、七分五厘になってお

ます。そしてこちらの方でも貸すといたしますと八分五厘、一分興業銀行は不利な条件で引き受けておる次第でございます。

○永岡光治君　わかりました。そこで日本住宅公団に対する貸し付けの利率ですね、これはまだ決定されてないでしうか。この資料によりますと、未決定のようでございますが。

○政府委員(白根玉喜君)　その利率の点については、ただいまの段階ではきまつたといふことを実はまだ聞いていないのであります。われわれといひましては未定という段階であるとお

う理解しております。

○永岡光治君　この利率はどこで決めになるのでしょうか。そしてその指導権はどちらでおとりになるわけですか。

○政府委員(白根玉喜君)　御承知のように、日本住宅公団の主管官庁は建設大臣であります。それに対してこの財政的の面については、大きな事項については大蔵大臣に協議することに相なつております。従ひまして利率の面につきましては、原案は、建設省で原案を作つて、ただいま大蔵省と協議中であると思ひます。

○永岡光治君　そこで資金計画に再び戻るわけでございますが、地方公共団体に貸し付けの貸し付けの額ですが、昨年と今年でどのくらいの開きがございますか。

○國務大臣(松田竹千代君)　昨年度が二十九年度が四百五十五億、それが本年度は四百二十八億、そういうふうになっております。

○永岡光治君　そういうしますと、昨年より地方公共団体に対する貸し付け

が非常に少くなつてゐる。地方公共団体の赤字は非常にふえて困つてゐると承つておられますが、この点は一つ國務大臣としての松田大臣から閣議の模様等も承りたいと思ふのであります。この昨年より少くなつた分に対するところの補てんは、たとえば大蔵省関係でありますところの資金運用部の方から融資をするということになつておるのでしょうか。

○國務大臣(松田竹千代君)　それをカバーするために公債の方でそれがまかなえるようになっております。

○永岡光治君　従つてそうすると、還付資金の融資の問題が、地方公共団体に対して昨年より少い融資をしておるといふことについては、非常に国民としてはおそらく相当の不満の意向を持つてゐるのではないかと思ふわけ

です。これはぜひともふやしてもらなければならぬと思ふのであります。けれども、今ここに言われてゐるところの五百五十六億というのは、昭和三十年度末までにおける融資の額と、こういうふうに解釈されるわけですが、これよりオーバーするといふことは考えられませんか。

○政府委員(白根玉喜君)　その点は、今後の事業の伸び具合が年度当初に予定したより以上に伸びるか伸びぬかという問題であります。ただいまの段階では、大体この資金計画に穴があく程度のことではないと思ひます。伸びる度合いがどの程度かといふことは、今のところから見ますとはつきりしたこと

は申し上げられませんが、資金面については申し上げては、前年度は契約者貸し付けが二十億予定したのが四十六億になつて、その面で四百六十億の年度当初

における予定が五億減つて四百五十五億になつたのであります。そういう面もありまして、今年度の資金計画といたしましては、契約者貸し付けの原資が前年度二十億というのを五十三億程度に見て、その余の五十三億を一般の資金に充てることになっております。

従ひまして、この資金計画をくずすような資金減はまずまずないと思ひますが、この資金源より以上に、たとえば十億、二十億ふえるといふところまではつきり言い切り得ない段階でございます。

○永岡光治君　まあこれは先ほどの答弁にもございましたように、伸び具合によるというお話でございます。さらにまた昨年の実績をお尋ねするといふかと思ふのであります。昨年の資金計画通り、果して完全に消化し切れたかどうかという問題もありましよう。そこで計画されてゐる五百五十六億というものがこの計画の通りに完全に消化できるかどうかという問題も、今日は六月も暫定予算を組まなければならぬという段階でありますから、私は相当の疑問が持たれるのじやなからうか。これはいづれも補正を行わなければならぬ段階が、この両者の面から出てくるのではないかと考へてお

る。その際にはぜひともこれは国に対する貸し付けの中で局舎関係のため

の貸し付け、あるいは地方公共団体に

対する貸し付けといふものについて、

相当ウェイトを強く考へて補正をして

いたしたいと思ふのでござい

ます。この点について大臣はどのように

お考へてございますか。

○國務大臣(松田竹千代君)　運用部資

金の今後の伸び具合ということも先

ほど局長から答弁されましたが、補正予算を組む場合において、郵便局舎の方に相当資金の方面において考えたらよからうというお話と思えますけれども、それはもうできる限り郵政当局としては、その郵便局舎の改善整備に對してはいかなる場合でも力を入れてやっていたいと考えております。

○久保等君 積立金の運用に關する法律の一部を改正する法律案ですが、先ほど来いろいろと質疑のなされております問題の長期信用銀行法——第三

条の第一項の第六号になりますが、その中にうたわれております長期信用銀行ですが、具体的には先ほど来の御説明を承わっております昭和三十年年度に予定しております貸し付けの相手銀行、これはまあ興業銀行あたりのように御説明があつたのですが、ここへもしそういう特定の銀行に貸し付けることが目的であるとするならば、そういう銀行を具体的にあげたいか否かのものですか。そういった問題についてこの法案をお作りになる際に論議にならなかつたかどうか、ばく然と長期信用銀行といふことをうたつておられます以上、当面できるならば何とか多少利子もかせいで参らなければ、事業であるからにはやはり事業の運営上支障がある。従つてそういう多少の色をつける意味で長期信用銀行といふものを一つ加えたんだという御趣意とするならば、私はもう少し、われわれの最も危惧する問題は、運用いかんによつては本来の積立金の運用の趣旨に反するよ

うな運営がなされないと限らないし、そういう場合のおそれをなくする観点からするならば、そういうおそれのないように特定の具体的な銀行をむ

しろここへ私は名前をあげられる方が、そのあとには農林中金だとかあるいは商工中金だといふことを具体的にうたつておられるのですが、こういうばく然たる長期信用銀行という形で表現をしないで、特定銀行をあげられたらよろしいのじゃないかと思うのですが、それに対してどういふお考えをお持ちであるのかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(白根玉喜君) 御もつともな御意見であると存じますのでございすが、実は長期信用銀行法の建前が、この長期信用銀行はむしろ長期信用銀行法の施行の對象になるのでございまして、その長期信用銀行がモデル銀行でございまして、そのモデル銀行に近いような金融機関を設定する際には、大蔵大臣の認可を受けて設定することに相なつておるわけでありまして、その大蔵大臣の認可を受ける銀行が長期信用銀行以外に興業銀行一行でございまして、將來またそれがふえるといふことになりまして、また同じような業績、同じような政府の特殊な貸し付けの對象になる銀行がふえれば、向うの方では認可制でやつておるわけにございまして、さらに具体的に一行またふえたとすれば、またここへ書かなければならないようなことにも相なりますし、一面資金運用部法の規定もこういうような恰好になつておるのでございまして、もし久保委員のおっしゃるようによいいたしますと、さらに興業銀行類似のものが出ると、ここへまた書かなければならぬといふことに相なるわけにございまして、法律技術の面からいまして、法制局等でこの書き方がよろうといふことで、こう落ちついたわ

けでございまして。

○久保等君 こちらの方へ資料でいただいてあるものの中に三十年年度の積立金の運用計画が出ておるのですが、三十年年度の積立金の運用はここに挙げられておるような五百五十六億の総額の全体に對して六項目ばかり挙げた運用計画を立てておられるわけなんです

が、やはりその中で問題になる点は先ほど質問されておられますように金融債の公券二十億圓という問題にあるかと思ひますが、こういう経営形態といふんですか、運営計画が最も妥当であるかどうかという問題についても、われわれも十分に検討を加えて見たいと思ひますが、積立金の運用計画が郵政省に移管せられて以來、ここ数年間の運用計画の推移ですね、これを——あるいはこの中に一部は資料にも入つておるのかもと思ひますが、こういうような一覽表にしたようなのが、いかでございまして、

○政府委員(白根玉喜君) 今までの運用の推移は大体二十八年、二十九年、三十年年度の運用計画を地方債融通担当区分計画というので御配付しておるわけにございまして、二十八年以前は実は運用の面は大蔵省でやつておつたわけにございまして、二十八年からこちらの方へ再開いたしましたし、しかもその当時におきましては新規積立金の半分運用することに相なつておつたわけにございまして、従いまして御配付した資料の中で郵政二百というものが四百億であつたわけにございまして、この数字の中にございまして、それ以上に何か……、どういふところでございまして、

○久保等君 地方債関係だけじゃもちろなくなつて、総額全般に對しての項目、大きく分けて項目ごとの運用計画をどんなふうに従来立てて運営して参つたのか。

○政府委員(白根玉喜君) 私の方で運用計画を立てる際におきましては、まず原資がどのくらいあるかといふことをにらみます。その原資をにらみまして、原資の範囲内で貸し付けられるわけにございまして、従いまして運用計画としては、まず原資をにらみまして、それから運用の部に移るわけにございまして、そこでたとへば二十八年度がいいと思ひますが、二十八年度を例にしますと、その当時におきましては運用する客體は地方公共団体だけに限つておつたわけでありまして、それ以外の運用は、一種の運用として契約者貸付といふのがあつたわけにございまして、従いまして契約者貸付の方は加入者の利益のためでもございまして、その制限するわけにはいかない。そこで総原資の中から契約者貸付がどのくらいといふにらみをつけて、それからあとのものを地方公共団体に貸し付けるという建前になつておるわけにござい

ますが、次は二十九年年度の問題でございまして、二十九年年度になりましたが、まず優先的に資金の充當の予定をしなければならぬのは契約者貸付の原資であると思ひます。契約者貸付の原資を抜いたあとの原資をどう回すかといふ問題でございまして、そこで御説明申し上げますと、地方公共団体に対する貸し付けの四百二十八億、これをどうして認定したかといふことを御説明申し上げますと、地方公共団体に対する貸し付け原資は、私の方の原資と資金

運用部の原資とでやるわけにございまして、で総額がきまります。この総額は、何と申し上げても政府全体の見地から地方公共団体について貸し付けをどの程度するか、貸し付け以外の原資として公債等をどのくらい認め

るか、これは国全体の計画として認定するわけにございまして、それで地方公共団体に対する貸し付けの総額がきまります。きまつた範囲内における資金運用部と私の方との分担割合をどうするかといふ問題が次に來ます。そこで本年度は分担割合は、結局前年度の分担割合と同じようにしようじゃないかと申しますのは、前年度の分担割合が、地方公共団体に対する分担割合が、一番多かつたわけにございまして、戦時中までは郵政省が大体におきまして地方公共団体に貸す率は四〇%、資金運用部の貸す率が六〇%、こうなつておつたわけにございまして、しかしまあ私の方といたしましては、できるだけ地方運元の趣旨を徹底したいために、多少とも率を上げたといふ気持で交渉してございまして、ところが郵政省全体といたしまして、貯金の金といえども、地方運元の色彩を持つておるわけにございまして、従つて貯金の面からいたしまして、ひとしく流れる資金のうちでも地方公共団体の地方運元的なところへ回したい気持があるのは当然であらうと思ひます。そこでそれらの関係を調整いたしまして、先年度が最高でございまして、私どもの方が四八%、それから資金運用部が五二%、従つて簡易保険の資金といたしまして地方公共団体の貸し付け総額のうちの率として一番最高の率を取つて出たのが四百二十八億でございまして、それ

記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(滝井治三郎君) 速記を始め

て。それでは法律案に対する質疑はこの程度にとどめまして、次回は五月三十一日火曜日の午前十時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

午後零時二十六分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、新潟県西越村に無集配特定郵便局設置の請願(第三五五号)
一、宮崎県東都農地区に電話架設の請願(第四二二号)

第三五五号 昭和三十年五月十一日受理

新潟県西越村に無集配特定郵便局設置の請願

請願者

新潟県三島郡西越村長

請願者

山後政一外一名

紹介議員

西川弥平治君

新潟県西越村は、教育並びに山林のモデル村として県から表彰されており、また陸上交通の発展に伴い商工業も盛んで現在人口は七千余を有しているが、本村の南西地区は農材、鉄工、石油等の諸工場並びに商店が存在し、本村の経済的要地であるにもかかわらず本村の集配郵便局から約二・五キロメートルも遠距離にあるため、当地方の住民は多大の不便を感じているから、本村の南西地区に無集配特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第四一二号 昭和三十年五月十六日受理

宮崎県東都農地区に電話架設の請願

請願者

宮崎県児湯郡都農町東都農郵便局内土公仙丈外八名

紹介議員

三輪 貞治君

宮崎県児湯郡都農町東都農地区は、本町中心地から約五キロ北方国道に沿い、戸数七百三十七戸、人口四千五百を有する一大部落を形成し、現在各関係当局の理解ある援助によって東都農郵便局をはじめ同診療所、同巡回派出所、国鉄東都農駅の開設等一応文化施設が整い戦前の辺境の地としての不便さが少なくなつたが、電話架設の要望は日とともに高まり、その加入申込も四十六口に達する実情であるから、本地区発展のためこの際早急に電話を架設せられたいとの請願。

からあとの問題は、金融債の問題は先ほど申し上げましたが、住宅関係でございます。住宅関係といたしますと、まあ御承知のように簡易保険は事業創始以来住宅には重点を置いておったわけでございます。地方公共団体に貸し付ける際におきまして、住宅に対する所要資金については重点を置いて参つておったわけでありまして、のみならずその後戦時中に入りまして住宅公団ができました。これに対する貸し付けの率も相当私どもが多く認め、ある一年のごときは総額三割持ったことがございます。そういうようなわけで住宅のほうで簡易保険の従来の沿革から見ても相当程度持たたい、それであとは局舎の問題、金融債の問題に割り振りをいたしましたわけでありまして。

○久保等君 二十九年年度の契約者に対する貸し付けは幾らぐらいいなつておるのですか。

○政府委員(白根玉喜君) 二十九年年度の契約者への貸し付けは、実績といたしまして四十六億でございます。当初予定は二十億程度、あとで事業の伸びも考えまして、当初内訳となつておりましたのは二十億程度で、実績としては四十六億となつております。

○久保等君 それからまた二十九年年度に住宅金融公庫関係には貸し付けがあつたのですか。なかつたのですか。あつたとするとどのくらい……

○政府委員(白根玉喜君) 二十九年年度は御承知のように運用の対象になるのは、公共団体だけに限つておったわけでございます。今回の一部改正でその法律的なワタを作つて投資することに一応決定しておるわけでありまして。

○委員長(滝井治三郎君) ちよつと速

昭和三十年五月二十七日印刷

昭和三十年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局